

喀痰吸引等研修<第3号研修> 受講の流れ（基本研修+実地研修） いづみ福祉会

流れ	申込事業所	研修機関（いづみ福祉会）
<p>申し込み 受講申込書（様式1） FAX 0774-66-3531</p> <p>*受付時間 9:00～17:00 *FAX送信後お電話をお願いします。 TEL 0774-66-3521</p> <p>※申込受付後、振込依頼書を送付します。</p>	<p>① 事業所で取りまとめて受講申込書（様式1）を提出ください。 ※メールもしくはFAXにて受理可。</p>	申込書の受け取りの確認 ※メール開通確認実施
<p>受講の準備 *受講料の振込。 *実地研修にむけて準備開始。</p>	<p>② 「振込依頼書」を各事業所へ送信します。 ※①をFAXで実施の場合は、事業所とメール開通をさせて頂きます。</p>	振込依頼書の送信
<p>受講決定通知 入金確認後、受講決定通知書がメールにて事業所に届きます。</p>	<p>③-1 受講料の振込をお願いいたします。 (振込先は「振込依頼書」に記載) ③-2 振込時に併せて「受講者」「利用者」「指導看護師」欄を記入した（様式2）を相談支援センターいづみに送付下さい。 (指導看護師と「実地研修指導承諾書」を交わす際に必要となります)</p>	受講決定通知の送信 他法人の指導看護師に講師依頼する場合、「実地研修指導承諾書」を交わします。
<p>基本研修 *講義 筆記試験 *シミュレーター演習</p>	<p>④-1 入金確認後、受講決定通知を送信します ④-2 実地研修の準備を進めてください（様式2） ・個別のケアのマニュアル作成 ・利用者及びご家族の同意書（様式3） ・主治医に指導看護師への指示書（様式4）を依頼 ・現場演習・実地研修の評価表の作成（様式5・記入例あり） ・日程調整 他</p>	
<p>現場演習・実地研修 ※指導看護師が評価。（様式5・6） ※ヒヤリハット報告書（様式7）は必要に応じて受講生もしくは指導看護師が記入してください。 ※実地修了後、整備した様式を登録研修機関に提出してください。</p>	<p>⑤ 基本研修 筆記試験・シミュレーター演習 ・当日は、印鑑、研修テキスト、鉛筆、消しゴム、マスクをご持参ください。</p> <p>⑥-1 現場演習・実地研修の実施 ①様式2 準備チェック表 ②様式3 同意書コピー ③様式4 指示書コピー ④様式5 現場演習・実地研修評価表 ⑤様式6 実地研修 記録用紙 ⑥様式7 ヒヤリハット・アクシデント報告書</p> <p>⑥-2 現場研修・実地研修終了後、上記の様式を整備し研修機関である社会福祉法人いづみ福祉会 障害者相談支援センターいづみへ提出。</p>	不合格者へ再試験日の連絡 追試の実施 研修修了証明証・基本研修受講修了証を発行し、各事業所へ送付します
<p>認定証交付申請 研修修了証を発行します。 各事業所で京都府へ認定証交付申請。</p>	<p>実地研修をキャンセルされる場合 キャンセル料 1000円 (振込手数料及び事務通信費等代としてご負担いただきます。ご了承ください。)</p> <p>⑥-3 京都府へ ・「認定特定行為業務従業者認定証」の交付申請を行って下さい。 ・但し、指定登録を受けていない事業所は、まず「登録特定行為事業者」としての登録申請を行い、認定証取得後、「認定特定行為従事者」の登録・追加手続きを行って下さい。</p>	実地研修修了報告書類受理後、担当して頂いた指導看護師等に「指導委託費」を支払います。
<p>京都府から認定証交付</p>		
<p>喀痰吸引等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者は京都府へ登録特定行為事業者として登録。 受講生は京都府へ認定特定行為従業者の登録。 	<p>※喀痰吸引等の実施にあたっては 医師からの実地研修実施の為の指示書 ご本人・家族の実施の同意書 日々の喀痰吸引等の実施記録 定期的に医師へ実施状況の報告 ヒヤリハット・アクシデント報告と対策 安全委員会の設置 訪問看護等の医療機関との連携 等など…の整備が義務付けられます。</p>	
<p>喀痰吸引等の開始</p>		

社会福祉法人いづみ福祉会 障害者相談支援センターいづみ（担当：えびすざき）

〒619-0214 京都府木津川市木津清水 27-9 TEL/0774-66-3521 FAX/0774-66-3531

MEIL/soudan1@idumi-fukushikai.or.jp

【その他特記事項】

- ※ 当事業所で実施する喀痰吸引等研修は、全過程（喀痰吸引・経鼻経管栄養）の基本研修を受講して頂きます。
- ※ 受講申し込み時に「実地研修先は未定」の場合は、指導看護師料は頂きません。
実地研修が必要になった時に、指導看護師料（10,000円）及び再度事務手数料（2,000円）を頂戴します。
- ※ 基本研修座学免除（3号研修修了証・証明書をお持ちの方）者で、いづみ福祉会にて実地研修修了証明書発行が必要な方は事務手数料2,000円を頂戴いたします。
- ※ いづみ福祉会で実施する第3号研修は、京都府障害者支援課及び京都府高齢者支援課の指導を受けて実施しています。 <https://www.pref.kyoto.jp/jigyousho/kakutankyuin.html>